

尾張旭市監査公表第24号

令和7年2月26日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月6日付け6企第58号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

企画部企画課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項については、毎年1回は検査を実施する必要があることを課内職員に周知徹底した。 今後は、年度始めを基本として、物品の検査を毎年1回は実施することとし、物品管理規則に沿った事務を適切に行うよう努める。
平子の森草刈り等業務委託は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資格者名簿に登録されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、同様の委託契約を実施している他課等の事務手続の聴き取りを行い、今後の事務に備え、指摘事項に関するデータ等を全て修正した。 今後は、契約規則の確認を徹底し、契約規則に沿った事務を適切に行うよう努める。
令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、平子の森侵入防止対策整備委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締	指摘事項については、契約業者にも本市の押印の取扱いについて説明を行い、今後同様の事務処理について、漏れののないよう相互確認を行った。 今後は、代表者印がない見積書は受領しないこととし、市の方針に沿った事務を適切に行うよう努める。

結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第 25 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、平子の森草刈り等業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	「特定随意契約締結後公表書」は、担当課である総務課へ提出していたものの、ガイドラインに基づく公表の依頼をしていなかったため、指摘後、速やかに総務課へ依頼し、現在は公表されている。 今後は、ガイドラインの確認を徹底し、ガイドラインに沿った事務を適切に行うよう努める。